

デビッド・ケイ「表現の自由」国連特別報告者 訪日報告書
訂正箇所
(A/HRC/35/22/Add. 1/Corr. 1)

パラグラフ 50

同パラの最終文について、正しくは以下のとおり。

政府は、後に特別報告者に対し、情報監視審査会では、計 2 2 回の審査会が行われ、7 件の特定秘密を開示した旨指摘した。

(参考)

訂正前のパラグラフ 50 は、以下のとおり。

50. また、特定秘密保護法によって設立された監視メカニズムは十分に独立しておらず、秘密指定の妥当性を決定するための情報へのアクセスが保障されていない。国会の常任委員会が、監視能力を有する唯一の行政外部のメカニズムである。政府は、国会の委員会が特定秘密にアクセスすることを認可する裁量を有している。多くの対話者は、国会の委員会は、十分に具体的な情報がないうまま、情報の秘密指定が適切であったかを決定することになっている旨強調した。更に、国会の委員会の勧告は、性質上拘束力を持たない。政府は、後に特別報告者に対し、情報監視審査会では、計 2 2 回の審査会が行われ、7 件の特定秘密を開示し、1 件の開示が拒否された旨指摘した。